

重 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

近年、中国をはじめとするアジア諸国の急速な成長を背景に経済のグローバル化が進展とともに、国際物流が飛躍的に増大しています。こうした中で、世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、貿易手続の効率化など我が国の競争力強化を図るとともに、水際における国民生活の安全・安心を確保するため、関税制度の不断の見直しを行いつつ、関税等の適正な賦課・徴収や水際取締りの強化に取り組んでいくことが必要です。中でも、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図る A E O (Authorized Economic Operators)制度の推進については、平成19年5月にとりまとめられた「アジア・ゲートウェイ構想」やその最重要項目の一つである「貿易手続改革プログラム」に掲げられ、「経済財政改革の基本方針2007」においてその着実な実施が決定されており、取組を一層強化することが重要です。

このような税関に対する様々な社会経済的要請に的確に応えるため、以下の三点につき、効率的・効果的に取り組んでいくことが重要です。

まず、「税」の面、すなわち歳入官庁としての税関の役割は、国税収入の約1割（約5兆4千億円）を徴収する機関として非常に重要になっています。そのため、適正な申告が可能となるよう納税環境の整備を進めるとともに、事後調査等に重点的に取り組むことにより、関税等の適正な賦課及び徴収を確保することが重要です。

また、「関」の面では、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図ることにより、銃器・不正薬物等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物品や知的財産侵害物品等の効果的な水際取締りを図ることが重要です。

更に、「貿易円滑化」の面では、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された輸出入者等について簡素かつ迅速な通関手続等を可能とする A E O 制度の推進等を通じ、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立に取り組むことが重要です。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回国会 総理大臣所信表明演説

第169回国会 総理大臣施政方針演説

第169回国会 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

長期戦略指針（イノベーション25）（平成19年6月1日閣議決定）

平成20年度予算編成の基本方針（平成19年12月14日閣議決定）

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）
 日本経済の進路と戦略（平成20年1月18日閣議決定）
 平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成20年1月18日閣議決定）
 アジア・ゲートウェイ構想（平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議決定）
 知的財産推進計画2007（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）
 経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月19日改定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-3-3：税関手続における利用者の利便性の向上
 施策 5-3-5：独立行政法人通関情報処理センターの民営化

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

業績目標 5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性の確保
 関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、輸入（納税）申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。

更に、適正な輸入（納税）申告や輸出申告が行われるためには、通関業務の専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、定期的な通関業者への立入調査、法令遵守状況の検証、誤った申告の多い通関業者・通関士に対する業務の改善指導など、通関業者・通関士に対する指導・監督を適時適切に実施します。

事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類及び課税価格の評価等について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることが可能となります。

このような事前教示制度の利用を促進するため、税関の通関窓口等において、そのメリットを丁寧に周知します。また、事前教示制度の事務処理に当たっては、照会内容によっては時間をかけた深度のある検討が必要となるものがありますが、回答を迅速に行うため、引き続き分類センター・評価センター等による全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、各税関におけるデータベースの一層の活用を推進します。

当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況（事前教示に一

定期間以内で回答した割合）」を設定し、引き続き、事前教示に迅速に対応しているかどうかを測定します。

業績指標 5-3-1：事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）
(単位: %、日)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標
文書による回答	94.8	95.8	99.6	N.A.	99.9
平均処理日数	18.7	18.3	15.3	N.A.	15
口頭による回答	99.6	99.8	99.8	N.A.	99.9

(出所) 関税局業務課調

(注1) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。））以内であったものの割合。

(注2) 平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

保税制度の適切な運用

税関では、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施すること、外国貨物の管理者が関税法に違反する行為をした場合には当該保税地域への貨物の搬入を停止すること、保税地域において外国貨物が亡失した場合には当該貨物の管理者から関税等を徴収すること等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適切な輸入（納税）申告の確保を図ります。

業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

取締体制の整備

税関では、覚せい剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、偽造カード等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

近年は、密輸手口の悪質化・巧妙化が進んでおり、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の水準の向上に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器を導入することにより、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行う必要があります。また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、これまで差止申立て制度や取締り対象の拡大等の制度改正、所要の定員の確保や機構の整備等の体制強化に取り組んできたところですが、引き続き、知的財産の保護のため、制度改正や体制強化を行うなど取組を強化していく必要があります。

不正薬物・銃砲等の社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的です。このため、平成19年2月から、外国

貿易船の船長や外国貿易機の機長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化するとともに、また、6月から、混載貨物の詳細情報を求めることができることとし、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行うこととしました。このほか、大型X線検査装置を始めとする各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器の導入に努め、引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んだ重点的な水際取締りを行います。

また、特にテロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出された貨物について手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査についても積極的に実施します。

更に、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図るため、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策の強化に取り組みます。

当該目標に対応する業績指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、我が国への不正薬物の流入を水際ににおいてどれだけ阻止できているかを測定します。また、「事前選定による検査指標」及び「大型X線検査装置による検査指標」を設定し、事前報告情報や大型X線検査装置を活用した、対象を絞り込んだ検査の強化が図られているかを測定します。

業績指標 5-3-2：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%)

	平成12～16年	13～17年	14～18年	15～19年	16～20年目標値
水際押収量の割合	85.0	81.0	81.8	N.A.	向上

(出所) 関税局調査課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚せい剤、大麻、麻薬類（ヘロイン、コカイン、あへん））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、水際押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

(注3) 平成15～19年の実績値は、平成19年における国内全押収量を把握後、平成19年度実績評価書に掲載予定。

業績指標 5-3-3：事前選定による検査指標

	平成18年度	19年度	20年度目標値
事前選定による検査指標	100	N.A.	168

(出所) 関税局監視課調

(注1) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指標を測定する。

(注2) 平成19年実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

業績指標 5-3-4：大型X線検査装置による検査指標

	平成18年度	19年度	20年度目標値
大型X線検査装置による検査指標	100	N.A.	115

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指標を

測定する。

(注2)全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

(注3)平成19年実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査、積極的な情報交換を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO等の外国関係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を積極的に進めていきます。更に、民間からの情報提供の促進に努めます。

特に、知的財産侵害物品については、水際における差止実績の多くが中国又は韓国からの物品であることから、平成19年10月に日中韓3カ国関税局長・長官会議知的財産作業部会を開催し、より一層効果的な取締りを実施するため、日中韓3カ国における情報交換の促進等を盛り込んだアクション・プランを策定しており、今後とも本アクション・プランに基づく情報交換を積極的に実施します。

こうして得られた密輸情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。また、前述のとおり、平成19年2月から、外国貿易船の船長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化したことから、これらの情報も有効に活用して密輸の摘発に努めます。

当該目標に対応する業績指標として、「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」を設定し、様々な手段で収集した情報が摘発に生かされているかを測定します。

業績指標 5-3-5：密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合 (単位：%)

	平成16年	17年	18年	19年	20年目標値
情報を活用したものの割合	19.6	14.7	14.6	N.A.	20
事前報告情報を活用したものの割合	2.6	10.1	15.8	N.A.	25

(出所)関税局監視課、調査課調

(注1)は情報を端緒として摘発した件数の不正薬物の密輸摘発総件数に占める割合。

(注2)は郵便物を除く事前報告情報を端緒として摘発した件数の不正薬物の密輸摘発件数に占める割合。

(注3)平成19年実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

北海道洞爺湖サミット等の開催に伴う安全対策

平成20年7月に北海道洞爺湖においてサミットが開催されるとともに、サミット開催前には多くの関係閣僚会議等が日本各地で開催されます。サミット等は、主要国の首脳等が一堂に会することから、国際テロや反グローバリズムを掲げる団体による過激な行動等が懸念されます。税関では、北海道洞爺湖サミット等の成功に向

けて、警察、海上保安庁及び法務省入国管理局などの関係機関との緊密な連携、協力の下で各種の安全対策を実施します。

重 業績目標 5-3-3：税関手続における利用者の利便性の向上

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まる同時に、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することが求められています。

このため、税関としては、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献することが重要となっています。具体的には、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査や、大型X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度の拡充をはじめ、輸出入通関・保税その他の税関手続の簡素化に向けた様々な制度の改善を行い、説明会等を通じてこれらを周知していきます。

特に、平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化を両立させる観点から、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対して簡易な通関手続を行えるようにするAEO制度について、平成14年の米国におけるC-TPAT導入以降、我が国やEU等の諸外国においても制度の導入・拡充等の取組が進められています。

我が国においては、これまで輸出入者等に対するAEO制度として簡易申告制度、特定輸出申告制度及び特定保税承認制度を順次整備してきたところですが、今後、制度の活用が一層なされるよう既存制度の改善に努めるとともに、AEO制度の対象となる事業者の拡大などを進める必要があります。更に、我が国のAEO事業者による輸出貨物が輸入先国において迅速な通関が可能となるよう、我が国と同様のAEO制度を導入している米国・EUに加え豪州・ニュージーランドやアジア諸国との間でAEO事業者の相互認証協議を進めているところですが、今後更に協議を加速していくことが重要です。

これらの取組も含め、税関手続における利用者の利便性について、アンケート調査を通じて利用者の意見等を聴取し、その結果の分析を踏まえ、制度の改善を図り、利用者の一層の利便性向上に努めます。

更に、出入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）についても、これまでのアンケート調査の結果から、税関職員の接遇の更なる向上を目指します。

当該目標に対応する中期的な業績指標として、「輸入通關における平均所要時間」を設定し、税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを測定します。また、「簡易申告制度の利用状況（特例輸入者数）」、「特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）」及び「特定保税承認制度の利用状況（特定保税承認者数）」を設定し、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する特例措置の利用状況を測定します。更に、「輸出入通關における利用者満足度」を設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。

業績指標 5-3-6：輸入通関における平均所要時間 (単位：時間)

	平成9年度 (H10.3実施)	12年度 (H13.3実施)	15年度 (H16.3実施)	17年度 (H18.3実施)	20年度目標値
平均所要時間	海上 5.6(86.7)	4.9(73.8)	4.3(67.1)	3.3(63.8)	3.0
航空	0.7(31.5)	0.6(25.7)	0.4(17.0)	0.4(14.4)	0.4

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

(注2) 調査を実施した年度のみ計上している。

(注3) 目標年度(調査実施年度)は、今後の状況により変更する場合がある。

業績指標 5-3-7：簡易申告制度の利用状況(特例輸入者数) (単位：者)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
特例輸入者数	56	55	51	N.A.	70

(出所) 関税局業務課調

(注1) 各年度末における特例輸入者数。

(注2) 平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

業績指標 5-3-8：特定輸出申告制度の利用状況(特定輸出者数) (単位：者)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
特定輸出者数		1	8	N.A.	140

(出所) 関税局業務課調

(注1) 各年度末における特定輸出者数。

(注2) 本制度の導入が平成18年3月1日であるため、平成16年度の実績はない。

(注3) 平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

(新) 業績指標 5-3-9：特定保税承認制度の利用状況(特定保税承認者数) (単位：者)

	平成16年	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
特定保税承認者				N.A.	40

(出所) 関税局監視課調

(注1) 各年度末における特定保税承認者数。

(注2) 本制度の導入が平成19年10月1日であるため、平成18年度までの実績はない。

(注3) 平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

業績指標 5-3-10：輸出入通関における利用者満足度 (単位：%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
満足度	輸出入者 20.2	24.5	19.0	N.A.	30.0
	通関業者 24.6	33.0	29.5	N.A.	40.0

(出所) 関税局業務課調(アンケート調査による)

(注1) アンケート調査の概要についてはP182参照。

(注2) 平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

施 策 5-3-4：次期税関システムを開発・導入することにより、利用者の利便性の向上を図る。(成果重視事業)

税関システムの現状

国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献するために、税関手

続の改善等のほか、税関の業務及びシステムの最適化に向けた見直しにも重点的に取り組んでいます。

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に通関情報処理システム（NACC S）を導入し、以後も累次のシステム更改や他省庁システムとのシングルウィンドウの実現など、通関の迅速化や、輸出入者等の利便性の向上を図っています。

次期税関システムの更改と関係省庁のシステムの一体的運営

輸出入及び港湾・空港の税関手続については、適正な通関を確保しつつ、迅速かつ円滑な処理を実施することにより利用者の利便性を向上させ、国際物流の迅速化・円滑化・電子化に貢献するため、次期税関システムの平成20年10月の稼動を目指します。（施策 組4-3 P150参照）

また、平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれている貿易手続改革プログラムにおいて、「貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する（平成20年10月稼動予定）」とされたことを受け、関係府省とも協力し、申請画面や業務コードの統一などの機能や利便性を向上させた次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）の平成20年10月の稼動を目指します。（施策 組4-2 P149参照）

更に、利用者の利便性向上やコストの削減を図る観点から、NACC Sと港湾EDIを平成20年10月に統合することや、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムについても一体的な運営を行ふことを目指します。

当該施策に対応する業績指標として、「次期NACC Sの利用状況（システム処理率）」及び「次期NACC Sの運用状況（システム稼働率）」を設定し、国際物流の電子化等への貢献状況を測定します。

業績指標 5-3-11：次期NACC Sの利用状況（システム処理率） （単位：%）

	平成21年目標値	22年目標値
システム処理率	海上貨物の輸出入申告の システム処理率 98%	全貨物の輸出入申告の システム処理率 98%

（出所）関税局総務課事務管理室調

（注1）NACC Sにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。

（注2）システム処理率において、平成21年目標値は、海上NACC Sのみ更改されているため、海上貨物のシステム処理率のみ設定。

業績指標 5-3-12：次期NACC Sの運用状況（システム稼働率） （単位：%）

	平成21年度目標値	22年度目標値
航空NACC S		99.99
海上NACC S	99.99	99.99

（出所）独立行政法人通関情報処理センター調

（注1）システム実稼働時間 ÷ 1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間

（注2）航空NACC Sの稼働率において、平成21年度目標値は、システム更改前のため、設定していない。

重 施 策 5-3-5：独立行政法人通関情報処理センターの民営化

独立行政法人通関情報処理センター（NACC Sセンター）は、税関手続とこれに密接に関連する民間業務を国際物流の流れの中で一体的に処理する官民共同システムである通関情報処理システム（NACC S）を運営・管理し、我が国の国際物流の円滑化・効率化に寄与しているところです。

NACC Sセンターは、官民共同出資の独立行政法人であり、税関手続業務のみならず民間の物流関連業務も処理するなど、従来より一般の株式会社の組織・業務内容と比較的近い性格を有していたことに加え、今後、民間利用者等から様々な新規の物流関連業務の展開など業務範囲の拡大に対応していくことが求められています。

このため、組織形態を株式会社とすることで、企業経営による経営の合理化、業務運営の更なる効率化及び新規業務展開などにより、民間利用者の利便性向上に資することが期待できることから、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成20年10月に民営化することを目指します。

なお、民営化にあたっては、NACC Sは我が国の国際物流の基幹的システムであり、また、輸出入申告に係る企業情報を取り扱うことなどから、中立・公平かつ安定的な運営を確保するとともに、全国一律のサービスが必要であることから、国が一定の関与を行う必要があると考え、特殊会社として民営化することとします。

施 策 5-3-6：実効性ある税関行政実現のための情報提供

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入しようとする貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における銃器・不正薬物等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様に知つていただくことが必要です。更に、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の税関手続等に関する最新情報を利用者が必要とする時に、分かりやすい形で得られるようにすることが重要です。

このため、平成14年4月に税関ホームページを開設し、様々な情報を提供してきたところですが、平成19年5月に税関ホームページの全面リニューアルを行い、各税関が別個に開設していたホームページの集約、障害者や高齢者の利用に配慮したアクセシビリティの改善、全文検索機能の追加等を行ったほか、利用目的別にコンテンツを改めて整理するとともに、新たに税関関係用語集や関連リンクを追加するなど、国民の目線に立った、分かりやすく、使いやすいホームページ作りに取り組みました。

平成20年度においても、引き続き、読者の情報ニーズを踏まえつつ、AEO制度等の輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等においても、これらの情報を積極的に発信していきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」を設定し、インターネットを通じた情報提供の度合いを測定します。また、「輸出入通関

制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」を設定し、通関手続や水際取締りに関する情報発信がどの程度認知されているか測定します。

業績指標 5-3-13：税関ホームページへのアクセス状況 (単位：件、者)

	19年度	20年度目標値
アクセス件数	N.A.	126,000,000
訪問者数	N.A.	1,670,000

(出所) 関税局総務課調

(注1) アクセス件数は、税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp>)を参照した件数。

平成19年度実施計画書から「トップページ(日本語版・英語版)」の件数を「ホームページ(全体)」にかえて採用している。

(注2) 訪問者数は、税関ホームページを訪問した者の数を月単位で計測したもの。

平成19年度実施計画書から「訪問数(30分以内のアクセスを1カウントとする)」を「訪問者数」にかえて採用している。

(注3) 平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

(注4) 平成19年5月の税関ホームページの全面リニューアルに伴い、税関ホームページへのアクセスの傾向が大きく変化し、従来のアクセス件数、訪問者数との継続性が小さいことから、全面リニューアル後の指標のみを掲載(平成16年度(約107百万件・約998千者)、平成17年度(約133百万件・約1,181千者)、平成18年度(約156百万件、約1,324千者))。

業績指標 5-3-14：輸出入通関制度の認知度

(単位：%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
事前教示制度	64.0	69.4	63.9	N.A.	70.0
他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明	64.6	66.7	61.7	N.A.	70.0
納期限延長制度	72.0	74.8	72.8	N.A.	80.0
簡易申告制度	74.8	78.0	73.4	N.A.	80.0
特定輸出申告制度				N.A.	70.0
特定保税承認制度				N.A.	70.0

(出所) 関税局監視課、業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP182参照。

(注2) 特定輸出申告制度は平成18年3月導入、特定保税承認制度は平成19年10月導入であるため、平成18年度までの実績はない。

(注3) 平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

業績指標 5-3-15：密輸取締り活動に関する認知度

(単位：%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
認知度	68.6	78.4	68.5	N.A.	80.0

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP182参照。

(注2) 平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

税関では、関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続に関する相談を受け付ける総合的な窓口として、税関相談官を設置するとともに、税関手続についての相談を税関ホームページ上のキーワード検索や音声及びファックスで自動的に回答す

る「カスタムスアンサー」を導入しており、このような取組により、他省庁所管の手続を含む輸出入関連手続全般にわたる幅広い情報を提供しています。

税関相談制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図り、利用者の方々の要望によりかなったものとしていきます。

近年、個人を含め輸出入を行う方の増加により、「カスタムスアンサー」に求められる情報が多種多様化しており、その利用の大部分がインターネットによるものであることから、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」を充実させるとともに、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使いやすいものにしていきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」を設定し、税関相談事務の内容が利用者の方々の要望にかなったものであるかどうかを測定します。更に、「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」を設定し、カスタムスアンサー（インターネット版）を通じた税関手続に係る情報提供の度合いを測定します。

業績指標 5-3-16：税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）

（単位：%）

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
満足度	24.8	46.1	51.4	N.A.	60.0

（出所）関税局業務課調

（注1）アンケート調査により計測。概要についてはP183参照。

（注2）平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

業績指標 5-3-17：カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数（単位：件）

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度目標値
利用件数	123,047	150,273	165,127	N.A.	178,000

（出所）関税局業務課調

（注1）カスタムスアンサー（インターネット版）のトップページへのアクセス件数。

（注2）平成19年度実績値は、20年6月末までにデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

5. 参考指標

5-3-1	関税等徴収額（国税全体に占める割合を併記）
5-3-2	審査・検査における非違発見件数
5-3-3	税関分析法等の見直し及び検討件数
5-3-4	関税等の滞納整理中の税額
5-3-5	輸入事後調査実績（実施件数）
5-3-6	事後調査実績（事後調査における不足申告価格（申告漏れ））
5-3-7	事後調査実績（事後調査における非違の割合）
5-3-8	加算税の徴収実績

(新) (新) (新)	5-3-9	通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数）
	5-3-10	事前教示制度の運用状況（事前教示回答件数）
	5-3-11	保税地域数（総数、新規許可件数及び更新件数）
	5-3-12	保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数
	5-3-13	入港船舶・航空機数及び入国旅客数
	5-3-14	旅具検査における摘発件数
	5-3-15	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（不正薬物・銃砲）
	5-3-16	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（盗難車両）
	5-3-17	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（偽造カード等）
	5-3-18	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（ワシントン条約該当物品）
	5-3-19	社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（知的財産侵害物品）
	5-3-20	関税法等違反事件の処分件数（告発処分件数）
	5-3-21	関税法等違反事件の処分件数（通告処分件数）
	5-3-22	知的財産関連輸入差止申立等件数
	5-3-23	輸出事後調査実績（実施件数）
	5-3-24	関係機関との連携・情報収集の実績（国内関係機関からの情報入手件数・外国関係機関との情報交換件数）
	5-3-25	関係機関との連携・情報収集の実績（密輸防止に関する覚書に基づく通報件数・密輸情報ダイヤルへの情報提供件数）
	5-3-26	関係機関との連携・情報収集の実績（国内関係機関との共同取締・犯則調査件数）
	5-3-27	NACC Sの利用状況（システム処理率）
	5-3-28	NACC Sの運用状況（システム稼働率）
	5-3-29	旅具通関に対する利用者の評価
	5-3-30	税関による講演会・説明会の開催回数
	5-3-31	税関の密輸抑止効果についての認識
	5-3-32	税関手続及び様式のホームページへの掲載件数
	5-3-33	税関相談制度の運用状況（相談処理件数）
	総5-6	輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（再）
	5-1-1	輸出入許可・承認件数の推移（再）